

平成23年度からの固定資産税全期前納報奨金制度の廃止について

平成22年12月定例議会で村税条例の一部が改正され、平成23年度から固定資産税についての前納報奨金制度を廃止することとなりました。

前納報奨金は戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況の下で、市町村財政の基盤強化のため税収の早期確保と自主納税意欲の向上を目的に創設されましたが、口座振替制度の普及、金融機関増加による納税の多様化、納税者皆様のご協力により当初の目的は達成されたことや、納めたくても一括納付する資力がない方には、本制度の恩恵がなく、不公平感が生じていました。さらに、経済情勢にともない村の財政が厳しい状況にあります。

以上の理由により、平成23年度から廃止することになりました。納税者の皆様には税負担の公平性と財源確保のためご理解いただき、今後とも村税の納付にご協力をお願いします。

前納報奨金は平成23年度から廃止になりますが、納付書又は口座による全期前納（一括前納）については、今までどおり行えます。

尚、口座振替での、全期前納制度をご利用されている方で期別納付に変更される場合は、お手数ですが、下記の大宜味村役場財務課税務係まで連絡下さい。

沖縄県大宜味村役場 財務課 税務係

〒905-1392 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久157番地

電話番号 0980-44-3002 FAX0980-44-3139